

《特別障害者手当制度》

重度の介護でご苦労されている方に 月額26,080円 の特別手当支給制度があります。

◇特別障害者手当

この制度は「特別障害者手当」と言い、障害者の方だけでなく、介護保険の要介護4、5で特別な介護が必要な方も申請できます。

◇申請方法は

必要書類をそろえて、都筑区高齢・障害支援課(948-2316)に提出して申請します。

請求等の手続きに必要なもの

◇所定の認定請求書・診断書

◇前年所得(1～6月に申請するときは、前々年の所得)の証明書

◇全世帯員の住民票の写し

◇本人の戸籍「謄本」又は「抄本」(世帯全員の住民票の写しにより扶養義務者等を明らかにすることができる場合は省略できます)

◇承認されると

支給金額:月額26,080円(2013年現在)

支給方法:毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて口座振込みです。

◇対象となる4つの条件

① 日常生活で特別な介護を必要とする方。

② 在宅で介護を必要とする方。

③ 20歳以上の方。

④ 次の方は対象になりません。

(1)所得が基準を上回る方

基準＝本人、配偶者、扶養義務者の前年所得が一定額以下であること。(表1参照)

(2)特養ホームなど施設に入所している場合(通所施設は含まれません)

(3)病院または診療所への入院が3カ月を超えた場合

* 特別な介護を必要とする程度とは

寝たきりなど長期にわたる安静を必要とする病状で、立ち上がることができない、手・腕が動かせない、目がみえにくい・耳が聞こえにくいなどの生活困難が2種類以上重複している程度のことをいいます。

◇特別障害者手当の対象者となる障害程度

- (a) 別表の①～⑦までに規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が二つ以上の人
- (b) 別表の①～⑦までに規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が一つあり、かつ、それ以外の国民年金障害基礎年金の二級に該当する程度の障害が重複し、その状態が別表の①～⑦までと同じ程度以上と認められる人
- (c) 別表の③～⑤までに規定する身体の機能の障害が一つあり、それが特に重度のため、③～⑤までの他の障害と合わせると前項と同じ程度以上と認められる人
- (d) 別表の⑥または⑦に規定する病状、または精神の障害が一つあり、それが前項と同じ程度と認められる人

【別表】

- ① 両眼の視力の和が0.04以下
- ② 両耳の聴力のレベルが100デシベル以上
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの、または両上肢のすべての指を欠く、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有する、または両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有する
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度

表1 特別障害者手当の所得制限(単位・円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,112,000	3,549,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,588,000	3,929,000	8,596,000	6,536,000
2人	6,064,000	4,309,000	8,832,000	6,749,000
3人	6,540,000	4,689,000	9,069,000	6,962,000
4人	6,966,000	4,069,000	9,306,000	7,175,000
5人	7,388,000	5,449,000	9,542,000	7,388,000

◎ 障害が一種類でも認定されることがあります。

障害の程度については後述しますが、自治体によっては一律に「障害が重複していないとだめ」などと誤った対応をしているところもあります。

しかし、障害が単一でも支給される場合があります。

【別表】にある③④⑤の障害についてです。

この③④⑤の障害は、次の「日常生活動作評価表」で評価すると単一で支給されるかどうかが変わります。

「日常生活動作評価表」1～8の動作で合計10点以上になると単一の障害でも該当します。

次の(1)「日常生活動作評価表」と(2)「評価・採点の基準」で合計点を算定してください。

(1) 日常生活動作評価表

点数は(2)評価・採点の基準によって採点する

動 作	評価(点)
1 タオルを絞る(水をきれ程度)	
2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	
4 ワイシャツのボタンをとめる	
5 座る(正座・横すわり・あそら・脚なげだしの資舞を継続する)	
6 立ち上がる	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	
合 計	点

(2) 評価・採点の基準

前記「日常生活動作評価表」の各動作の評価は次によること

評	ひとりでできる場合……………0点
	ひとりでできてもうまくできない場合……………1点
	ひとりではまったくできない場合……………2点
価	(注)評価表2の動作については、次の基準で採点
	5秒以内にできる……………0点
	10秒以内にできる……………1点
	10秒以内ではできない……………2点
	評価表3及び4の動作については、次の基準で採点
	30秒以内にできる……………0点
1分以内にできる……………1点	
1分ではできない……………2点	

◎ 診断書作成

◇ 診断書記入医師については、身体障害者福祉法に規定する指定医師（身障診断書が書ける医師）が望ましいとされている。しかし一般医師の作成した診断書も認められる。

◇ 診断書は別資料を参照ください。

◇ 診断書記入の参考になるものとしては、次のものがあります。

書名：改定特別障害者手当等支給事務の手引き

監修：厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課

出版社：中央法規出版株式会社

定価：5500円（税別）

<診断書が免除される場合>

すでに（特別障害者手当申請前に）各種障害者手帳を取得されている方の診断書については、免除されることがあります。

自治体の判断で障害の種類によっては、当該障害についての診断書提出を免除しているところもありますので確認してください。

障害者手帳を取得しましょう！

介護内容が、「障害者に準ずる」ほどであるということは、そもそも障害者として認定されてもおかしくない方が沢山おられるのではないのでしょうか。

障害者手帳を取得すると、さらに下記のように、いろいろな福祉制度を活用することができます。要介護者の方は、ぜひ一度、障害者手帳の取得についてご検討されることをおすすめします。

◆ 高齢重度心身障害者特別医療費助成制度

内容／高齢に加えて重度の障害という二重のハンディをもつ人に対して、老人保健法に基づく医療の受診に伴う一部負担相当額を特別医療費として助成する

対象／おおむね身体障害1, 2級または知的障害重度。（ただし自治体によっては対象が拡大されている場合があります）

所得制限／有

※ 入院生活福祉給付金支給制度

受給対象者が、入院時食事療養費標準負担額を支払った場合、その相当額を支給する。

その他

○ 介護保険と重複しない補装具・日常生活用具

○ 交通費の割引（JR・私鉄等公共交通機関、有料道路の交通料等）

- 福祉乗車証またはタクシー利用助成
- 駐車禁止除外指定車ステッカーの交付
- 携帯電話の基本料金が半額（NTTドコモは実施済。au は実施検討）

※ 身体障害者手帳・療育手帳は福祉事務所。精神障害者保健福祉手帳は保健所が窓口です。